

各位

2025 年 3 月

岡山市での虐待死事件とその後の裁判を終えての声明

DV 防止サポートシステムをつなぐ会・岡山

はじめに

DV 防止サポートシステムをつなぐ会・岡山は 2001 年に発足をし、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV）防止等、女性の人権にかかわる諸問題について、公的機関や民間団体とのネットワークを深め、包括的な支援体制の充実や普及・啓発を進めることを目的とし、DV や性暴力などによる被害をはじめとする、あらゆる困難な問題を抱える女性への支援に向けた活動を行っています。

事件の概要

母親である被告人（以下 A さん）は、2019 年 2 月に交際が始まって以来、約 3 年にわたって交際相手（以下 F）から行動の制限や生活費の管理など、過度の干渉を受けていました。この間、娘の M ちゃんに関して、児童相談所（以下児相）への虐待通告や、2020 年 9 月に F が墓地で M ちゃんを全裸にして立たせ叱責するなどの虐待があり、児相に一時保護されましたが、2 週間で解除となり、DV と児童虐待は継続されました。そして、2022 年 9 月 M ちゃんが脳死状態で救急搬送され、2022 年 1 月低酸素脳症で死亡しました。

2024 年 9 月に行われた A さんの判決において、共謀共同正犯として懲役 10 年の実刑判決を言い渡されました。裁判官および裁判員は「DV 被害者である A さんは信用に値しない」という立場をとり、「母親ならば子どもを助けるのが当然である」という固定観念に基づき、ほぼ検察の主張通りに DV 被害者である A さんを一方的に非難して、DV 被害者の視点を欠いた判断を下しました。

この姿勢は、DV 被害者に対する社会の支援が欠如した状況を十分に反映しておらず、「虐待の陰に DV あり」という過去の多くの事件から何も学んでいないことを示していると同時に、DV に対する社会全体の理解が著しく不足していることを浮き彫りにしています。本判決は DV 被害者の視点が欠落したまま判断されたものであり、極めて遺憾です。

女性と子どもに対するあらゆる暴力の根絶を目指す立場から、2022 年に岡山市で起きた M ちゃん虐待死事件と母親である A さんに対する刑事裁判の結果について以下の通り、表明いたします。

1. 司法関係者の DV に対する理解の向上、DV 被害者の視点の確立

- ・DV 被害者の心理状態や行動制限についての専門的な知見を持つ専門家の関与を強化すること、また司法の場に児童虐待・DV の専門委員会を設置し、司法判断に反映させるべきと考えます。
- ・裁判において、「本件では身体的な暴力はなかった。一貫性のない A さんの証言は信用できない」とされたことは、DV 被害者に対する理解が不足していることを示しています。私たちは、今後の裁判において、DV 被害者の心理状態や行動の制約、その背景にある複雑な要因を考慮することを求めます。
- ・裁判官や裁判員が DV 被害に対する理解を欠いていることは、今後も同様の事件で母親を強く罰するだけの判決に大きな影響があり、DV 被害者の心理状況やその背景にある複雑な要因を理解し、適切な判断を下すための研修と研鑽が必要です。

- ・DV 加害者の支配下にあった被害者の刑事責任を重く問うてさらに苦しめるだけの裁判では、児童の虐待死はなくなりません。DV 被害者の被害当時の精神状態を正しく理解して、共同正犯を容易に認めないなど、救済していく制度や運用を確立する必要があります。

2. DV と児童虐待を関連する問題として扱う支援システムの確立

- ・DV の被害は特別な女性ではなく、現代では誰でも被害者になりうるものです。DV 被害者になってしまった親が適切な支援が受けられるよう、自治体・福祉機関・司法機関・医療機関等が連携した支援体制を整備することが不可欠です。
- ・「DV 家庭には虐待あり、虐待の陰には DV あり」という認識のもと、母子一体の保護を前提とした支援システムの構築を求めます。
- ・児童相談所、警察、福祉機関、司法機関、支援団体が連携し、DV の存在を前提とした判断基準を確立することを求めます。

3. DV 被害者の支援強化と制度改革へ

- ・DV 防止法第 4 次改正と女性支援新法を元に、被害者保護のための抜本的な制度改革の実施を求めます。

終わりに

DV 被害者は、加害者からの支配とコントロールによって逃げることも困難な状況におかれます。その中で「母親なのだから命に代えても子どもを守るべき」という神話を押し付けることは、被害者である母親にさらなる苦痛を与えるだけでなく、その後の人生を生き直すための真に必要な支援を遠ざけることになります。

DV のある家庭においては、加害者による暴力と支配が家族全体に及び、加害者からの支配やコントロールによって、助けを求めることも逃げることもできず、精神的・経済的な拘束を受け、落ち着いて判断したり適切に行動することが極めて困難な状況に置かれます。加害者は母親が最も大切にすること子どもに暴力を振るうことで、支配を強め、恐怖を植えつけ、母親が子どもを守ることを物理的・心理的に不可能な状態に追い込みます。

本件においては母親である A さんが共謀者とされ、加害者との力関係や支配の実態を考慮しないままの判決が下されました。A さんは共謀とは言えず、ましてや実行犯と同等の共謀共同正犯とは言えないのです。この問題は、2019 年野田小 4 女児虐待事件、2020 年目黒児童虐待事件等、過去の虐待死事件においても、背景に DV があつたにもかかわらず同様の判決が下されてきました。このような司法判断が続くことで、今後も DV 被害者が救済されることなく、不当な刑罰を受ける可能性が高まることが懸念されます。

DV や虐待は、家庭内だけでなく、社会全体で解決すべき問題です。DV 被害者が適切な支援を受けることなく裁かれ、不当な刑罰を受けるようなことが続けば、日本社会における女性と子どもの人権はますます脅かされることになります。私たちは、このような悲劇的な事件を二度と繰り返さないために、この問題を重く受け止め、今後も DV・虐待の根絶に向けて司法、行政、社会全体の意識改革と制度改善を強く求めています。